

かもがわ

暑中お見舞い
申し上げます

京都弁護士会「秘蔵」の名画

★ 京都弁護士会館は、京都御所の南、富小路通と竹屋町通の角にあります。この竹屋町通りを少し西に行つたところに、向井久万と広田多津という創画会に属する日本画家の夫婦が住んでいました。戦前から戦後にかけての頃です。この二人の画家が描いた二枚の人物画が長い間弁護士会館の役員室に飾られていました。恐らく戦後間もなく旧会館が建てられた頃に画家から寄贈されたものと思われます。両方とも女性を描いた二百号前後の絵で、一枚は広田多津が描いた着物姿の坐像画、もう一枚は向井久万の手になるぼんやりと霞がかかったようなほのぼのとした感じの裸婦画でした。

★ 平成一五、六年頃一部の会員からこの裸婦画を会館に飾ることに異論が出され、間もなくこの絵は会館の壁から取り外され倉庫に収蔵されてしまいました。その後これを目にした人はいないでしょうし、その存在すら知らない会員も多くなつていいると思いません。私は本原稿の題名を「秘蔵」の名画としましたが、その意味では「死蔵」とした方が良かったかもしれません。

私の手元に「無知のヴェールと裸婦像」と題する二〇年近く前に書いた昔の原稿が残っています。欄外に「京都弁護士会会報用原稿」という鉛筆書きがあるもので、もともと会報に投稿しようと思つて書いたことは間違いありません。しかし、実際には、この文章は会報ではなく弁護士会員有志の同人誌「奔馬」に掲載されました。会報に掲載されなかつた理由が何であつたのか、私が思い直して投稿しなかつたのか、投稿したが会の役員から異論でも出たのか、今となつては思い出せません。

無知のヴェールと裸婦像

一、はじめに

二〇〇三年三月京都弁護士会新会館が竣工した。会館移転に当たつて、旧会館役員室に飾られていた向井久万画伯の裸婦画の扱いが問題となつた。

前年に、当会の両性の平等に関する委員会から、正式にはではないが、裸婦画を新会館に飾るのは相当でないという見解が表明されていた。これに同調する会員の中には、この絵を美術館にでも寄付したらどうかという意見を述べた者さえいた。幸い、この絵は、新会館の役員室の壁面に飾られることになつ

たが、これは暫定的措置のようであつた。何年後にこの問題が再燃したさいに、私は、有志を募り会役員に対して申し入れをした。この問題は、広く会内外の意見を聴いて決せられるべきで、一部の会員の意見に従つて名画を軽々に処分したりすることのないようという趣旨である。

★ 私がこの問題に執念深く取り組むのを見て、このような危ない問題に何故そこまで関わるのか訝しく思われる方があるかもしれない。私自身も、敢えて火中の栗を拾う愚を考えないでもない。最近、土屋恵一郎著「正義論・自由論」という文庫本を何の気なしに買って読んだ。アメリカの政治哲学者ジョン・ローズの正義論の解説本である。これを拾い読みしているうちに、ある箇所まできて突然目から鱗が落ちる思いをした。自分が何故裸婦画問題にのめり込むのが分かつたからである。これは、まさしく正義の問題なのであつた。私に不条理だと感じ行動したのは、大袈裟に言えば私の正義感情がそうさせたということになる。

弁護士



坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

二. 無知のヴェール

ロールズの「正義論」は、一九七一年に発表された。ジョン・スチュアート・ミルの「自由論」以来の最も重要な政治哲学上の論文で、ケネディ大統領以後の歴代のアメリカ民主党政権の政治綱領に大きな影響を与えたと言われている。

ロールズは、「原初状態 (original position)」というモデルを設定して、そこに置かれた人間がどのようにして正義の原理を設定していくかを論じた。原初状態では、人は誰も、自分の性別も階級も資産も知能も体力も何も知らないが、周囲の状況はよく分かっており、そして自分のことしか考えない存在であるとする。正義の原理は、この「無知のヴェール」の陰で選択される。例えば、自分が男であるか女であるか分からないから、どちらかに有利な内容を選択すれば、自分がそうでない性別に属している場合には具合が悪い。必然的に、両方に平等な原理を選ばざるをえない。知能、階級、資産その他の自然的、社会的条件についても同様である。自分がどの階級に属するのか、資産があるのかないのか、自分が人並みはずれた知能を持っているのかいないのか、一切分からないから、自分が不利にならないためには、これらの条件を一切無視するしかない。こうして、誰にとっても公平な結果が選択され、それがまさに正義の原理と

いうわけである。

三. 正義論と「寛容」

財などの社会資源の配分やアクセスの機会については、「無知のヴェール」モデルによる正義選択の説明がよく分かる。問題は、宗教的信仰、思想・信条あるいは価値観などの相剋の場合である。

ロールズは、次のような問いを發する。

「その構成メンバーである自由にして平等な市民が相矛盾し比較することさえ不可能な宗教的、哲学的、道徳的教義によって深く分断されるときでも、安定していて正しい社会を存続させることが望ましいが、それはいかにして可能なのか」

この問いに対して、ロールズは次のように答える。

「人々が、自分がどのような宗教、思想、信条をもっているかを知らないという条件のもとで（無知のヴェール）、正義の原理を選択するとしたならば、当然のことながら、彼は、その宗教、思想、信条を理由にして人々が不利益を被ったり、差別されたり、あまつさえ投獄され処刑されることを決して認めることはないであろう」

つまり、人々は、宗教、思想、信条の自由への自他の平等の権利を認めざるをえず、結局、多様な価値観の共存を認める選択をするのであり、

ヨーロッパの伝統的なテーマであった他者への配慮すなわち「寛容」の問題に行き着くことになるという。

四. 裸婦画問題と正義論

以上のようなロールズの正義論を前提にして裸婦画問題を考えてみる。

この問題で対立しているのは、ジェンダーバイアス（性偏見）を打破し女性の尊厳ないしアイデンティティを確立することを目指す両性の平等に関する委員会とその見解に賛同する人々（以下、フェミニストという）の考え方と、芸術を愛好する自由を守ろうとする人々の考え方である（以下、芸術愛好家という）。もっとも、この二つの考え方は、追求する価値の次元が違うので、フェミニストであり芸術愛好家でもあるという人も少なくないであろう。

フェミニストの人達の主張は、次のようなものと思われる。「裸婦画は性差別意識を象徴するものである。性差別撤廃、性被害の救済などを含む人権救済に当たるべき弁護士会馆にそのような裸婦画を飾ることは、それ自体観念的には女性に対する差別を容認することを意味するから不相当である」。

芸術の世界では、ギリシャ時代の彫刻、ルネッサンス以後のミケランジェロやロダンの彫刻など男性の裸体を表現するものもあるが、やはり、女性の裸体を対象とするものの方が

絵画でも彫刻でも圧倒的に多い。裸体は、女性の方が男性よりも美しいという見方もあるかもしれないが、おそらく、男性優位社会が長く続いたため男性が女性の裸体を鑑賞の対象とする文化が根付いてしまったからだという見方の方が正しいであろう。その結果、裸婦画は性差別意識の歴史的産物だという主張がなされることになる。

一方、裸婦画には芸術作品という別の側面がある。その芸術性に着目した場合、観る者は男女を問わず美的感動を覚える。そこに素材を超えた美の創造があるからである。

この性差別を想起させる歴史的宿命と芸術性という裸婦画の二面性がフェミニストと芸術愛好家の対立を生み出すことになる。

ロールズに従えば、自分が男性か女性かを知らず、自分が女権問題につきいかなる見解を抱いているかを知らず、自分が芸術を愛好するかしないかを知らない原初の無知のヴェールに覆われた状態で、裸婦画をどのように扱うべきかを問われた場合、人々は、自分がフェミニストと芸術愛好家のどちらの立場にも立つ可能性が以上、この二つの考え方(自由)がどちらも平等に保障されるような正義の原理を望むに違いないという結論になろう。言い換えれば、多様な価値観や自由への欲求に対する寛容である。

フェミニストの人達は、あるいは、フェミニズムと芸術愛好の自由とを同列に置いて論ずることに異論を唱えるかもしれない。つまり、前者は、女性の人間としての尊厳に関わる本質的な要求であるが、後者は、趣味・趣向の単なる文化的欲求(遊び)にすぎないから、当然、優先順位があつて然るべきだというわけである。

しかし、世の中には、芸術に至上の価値を置く人々が存在するし、芸術に命を掛ける人すらいる。そのことは別におくとしても、価値の優先順位を言いだすと、価値観は人によって様々であるから收拾が付かなくなる。そこから、宗教戦争が歴史上繰り返し勃発し、ナチスがユダヤ人を虐殺し、オウム真理教事件が起こる。

一部のフェミニストの人達が言う「大部分の者が何も感じなくても、一人でも性的不快感を抱けば、それはセクハラである」という命題は、これを一般化すると、自己の自由の優越性のゆえに他者の自由を有無を言わず抑圧する論理になる危険がある。社会的マイノリティが差別是正を目指すとき、「糾弾」に象徴されるように、マジョリティに属する人達の自由・人権を抑圧侵害することが許されて当たり前だという運動形態に流れやすい。一部のフェミニストの人達のものもの言い方にもそれに近いものが無いとはいえない。過激なフェミニズムの主張する法的規制極大化論は、性差別的

行為を国家の法でもって徹底的に禁圧すべきだとするから、個人の表現の自由やプライバシーの自由を窒息させる「道徳警察国家」に突き進む危険を孕むものと批判されている(井上達夫「フェミニズムとリベラリズム―公私二元論批判をめぐって」)。

結局、フェミニズムも芸術愛好の自由も憲法十三条にいう「幸福追及権」に含まれるとみて、それが共存できる条件を模索するのがロールズの正義論のいう寛容という意味だと思われる。

一部のフェミニストが主張する裸婦画を美術館へ寄贈するか、倉庫に収納せよという意見は、芸術愛好家の自由を一方的に抑圧するものであるから相当ではない。

他方、芸術愛好家がもし裸婦画を弁護士会館のロビーに掲げろという主張をしたら、それは、フェミニストの人達を含む裸婦画に違和感を抱く会員の自由を侵害するものである。

両方の自由を平等に保障する寛容の精神に合致した裸婦画の処遇としては、この絵をその人の意思に関係なく目にせざるをえないような場所ではなく、その絵を見たいと思えば容易に見ることの出来る場所がこの名画に相応しい然るべき場所に飾るのが妥当だということになる。

「処理水」の海洋放出

海洋放出の決定とその手続き

政府は、四月一三日に、福島第一原発事故の「処理水」を二年後に海洋放出することを決めました。

「処理水」とは、福島第一原発事故により、核燃料から溶け出した放射性物質を含む高濃度の汚染水を多核種除去設備（アルプス）で処理した後の水のことです。現在、「処理水」は、一二五万トンもあるとされているところから、これをどうするかは、極めて深刻な問題です。

この「処理水」については、①水蒸気にして大気に放出する。②地層に注入する、③海洋に放出するなどの案が検討されていましたが、政府は、地元をはじめ幅広い関係者から意見を聞いた上で、処分の基本方針を決めるとしていました。

ところが、今回、政府は、関係者の意見を聞くことも、地元の合意形成の努力もせず、海洋放出を決めてしまったのです。

海洋放出に問題はないのか

政府は、海洋放出を決めた理由の第一として、「処理水」には、トリチウム以外の放射性物質が殆ど含まれていない、トリチウムを含んだ排水の海洋投棄は海外でも行われているので、危険性は低いということをあげています。

しかし、原発の事故の後、大量の核種が含まれている福島第一原発の汚染水と海外

での通常運行による原発の排水とは全く性質が違います。現に、二〇一八年には、「処理水」の中に、トリチウム以外にセシウム一三七、ストロンチウム九〇、ヨウ素一三一などが含まれていたことも明らかになっています。政府は、基準を超えて放射性物質が残存したものは、再処理すると言っていますが、完全に放射性物質が除去されるという保証は全くありません。

そして、政府は、第二の理由として、この「処理水」をさらに基準の四〇倍に薄めて放出するので安全性に問題がないことをあげています。しかし、希釈したところで、放出される放射性物質の総量が変わるものではありません。また、放出後の放射性物質の堆積や生物体内での濃縮が全くないとの判断の根拠もありません。

水俣ではどうだったのか

水俣病では、工場排水処理のためサイクレーターを設置して処理したので、排水は安全だと喧伝されました。しかし、この設備は原因物質であった有機水銀の除去に全く効果がなかったのです。また、加害企業チッソが、排水を希釈すれば問題ないだろうと考え、工場の排水口を小さな港から水量の多い水俣川に付け替えたところ、これによって、有機水銀が一気に不知火海一円に広がってしまい、被害がさらに拡大されたという深刻な経験があります。希釈に

よって、被害は、太平洋一円に広まり、全世界的な問題になる危険があります。水俣の経験は、希釈が、魚介類内部での「生物濃縮」によっても、何ら効果がなかったことも示しています。

本場に「風評被害」なのか

この一〇年間、地元では、漁場の原状回復や生業を取り戻すために、血のにじむ努力を続けてきました。にもかかわらず、地元との合意もなく、安全性の確認もできないまま海洋投棄を開始するというのですから、漁業関係者だけでなく、観光業や飲食業を中心に大きな反対の声が上がるのは当然です。政府も東京電力も「風評被害」の防止には万全を期すると言っていますが、単なる「風評被害」ではありません。安全性の確認されていない汚染水が、長期、大量に広くばらまかれるのですから、現実の「被害」発生が予測されているのです。

自然界に有害物質がばらまかれれば、失われた「豊かな海」は、二度と元には戻りません。被害防止のためには、有害物質を閉じ込め、外部に一切出さないということが最善の対策であるという水俣病の教訓を、私たちは決して忘れてはなりません。

弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

国家の存在意義

無価値な土地の所有権放棄

Aは父親の所有する土地が価値がない一方、管理に費用がかかるため、将来相続して保有し続けなければならぬ事態を避けようと、父親から生前贈与を受け、所有権を放棄しました。民法では、所有者のない不動産は国庫に帰属すると規定しています。そこで、Aは国を被告として登記を国に移転しろと裁判を起しました。ところが裁判所は、このような目的でAがした所有権放棄は権利の濫用であるとして請求を認めませんでした。

法律の規定

令和三年四月二一日、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。相続等によりその土地を取得した者は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができると規定されました。

土地利用ニーズの低下等がある場合、負担感の増加による相続土地の管理の不全化を避けるのが目的です。

しかし、法務大臣は、その土地に崖があり、その管理に過分の費用又は労力を要するものや除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができな

い有体物が地下に存する土地などは国庫への帰属についての承認を義務づけられてはいません。

管理コストの国への転嫁というモラルハザードが発生するおそれを考慮して、国にあまり負担が生じない土地に限定しています。

このような法律の考え方は理解できませんが、民法では土地が崩落して隣地に損害を与えたような場合は万全な管理をしておかなければ、土地所有者が責任を負うと定められています。費用が高額となり、個人で管理ができないような場合には、管理が放置されてしまいます。そんな場合、隣地に損害が及ぶような事態を避けるためにはどうしたらよいのでしょうか。

認知症の高齢者の監督者責任

認知症の高齢者がJRの線路内に立ち入り、列車と衝突するという事故が起き、JRは妻と長男が無能力者の監督義務者であるとして両名に対して損害賠償を求め裁判を起しました。最高裁判所は、妻は高齢で身体に障害があること、長男は遠方で生活していて、現実の監督ができないという事情を考慮して責任がないと判断しました。

高齢化社会のもと、認知症の高齢者

が第三者に損害を与えるケースも増えていくかもしれません。被害者の救済を重視すれば、介護家族の責任を認めるべきだとの意見もあるかもしれませんが、家族の負担や本人自身への管理の強化ということを考えて、一概にそうだともいい切れません。

いくつかの自治体は自治体が保険料や賠償金の一部を支払うことで高齢者の与えた損害を被害者に弁償するしくみを作っています。

国家の存在意義

以上の二つの例だけでも、個人や家族の力では第三者に損害を与えることを防ぎきれない場合があることがわかります。

このような場合に、国家が一定の負担を引き受け、社会全体が安全になるようにすることに国家の存在意義があるのではないのでしょうか。

他方で、税金が必ずしも国民の利益に使われないことを憤り、国家不要論（アナルコ・キャピタリズム）を唱える学者も根強く存在します。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

「失敗の本質」

一年前の「かもがわ」の「感染症と映画」の一文に、今回の新型コロナウイルス感染症について「皆さまの目に触れる頃には、何とか終息への道筋がつけられていることを祈るのみです。」と書いたのですが、未だ道筋どころではありません。政府の対策は、太平洋戦争の時と同じ誤りの繰り返しという意見、投稿もよく見かけます。

既にお読みになった方もおられると思いますが、戸部良一ほか五名著の「失敗の本質 日本軍の組織論的研究」(一九八四年、ダイヤモンド社)は、大変参考になります。内容は、ノモンハン事件、ミッドウエー作戦、ガダルカナル作戦、インパール作戦、レイテ海戦、沖繩戦という六つの具体的な作戦の分析を通じて、組織としての日本軍の遺産を批判的に継承し、又は拒絶しようというものです。

現在、新型コロナウイルスという「敵」がわが国を襲ってきたことから、これを迎え撃つ戦いが行われているわけですが、さて、わが国の政府は、この敵にどのように対処したとみられるのか、本で挙げられた戦略上(①ないし⑤)、組織上(⑥ないし⑧)、⑦属人的な組織の統合と⑨プロセスや動機を重視した評価の点は紙幅の関係で省略します。)の失敗要因として比較してみましよう。

① **あいまいな戦略目的。** 最終的にどのよう

に戦争を終結させるのかという明確な目的なしに始めたのが太平洋戦争ですが、コロナとの戦いも何を目的に対策をとっているのか不分明です。今はオリンピック開催が究極目標で、敵のことについては思考停止状態でしょう。

② **短期決戦の戦略志向。** これは、長期的展望のないまま短期決戦を仕掛けるが、これに勝利すればそれで戦争が終わるのか、負けたときはどうなるのか真剣に考えないということです。これは、④とも関係し、対策が効果がなかったときはどうするか「仮定の質問には答えられない。」という首相の名言は、きちんと考えているが今は秘密というのではなく、考えていないから答えられないということがよく分かりました。インパール作戦の一司令官の「作戦不成功の場合を考えるのは、必勝の信念と矛盾する。」の言葉と同根であり、これでトップが勤まるとは思えません。

③ **主観的で帰納的な戦略策定—空気**の支配。これは、現実から出発し状況ごとの時には場当たり的に対応し、単にそれを積み上げるだけというもので、なぜ勝った、なぜ負けたという分析をしないまま次の戦いに臨むということであり、ここでは科学的思考・科学的検討はなされないに等しくなり、その場の空気、気分により決定がなされるということが指摘されます。最初の緊急事態宣言後のコロナ対策は正にこれではないでしょうか。

④ **狭くて進化のない戦略** オプシヨン。

海軍でいえば短期決戦、奇襲、艦隊決戦主義の思想が教条的に維持されたこと、陸軍は更にひどく、「必勝の信念」に具現する精神主義、歩兵主兵主義、白兵主義の維持の観点でしか戦略を考えられないこととされます。飲食店に対する営業自粛対策の繰り返しはこれでしょう。

⑤ **アンバランスな戦闘技術体系。**

ここで指摘されている中で、情報システム、ロジスティック・システムの軽視という点は、都合の悪い情報の無視、処理能力を考えない指示・命令の濫発に表れています。

⑥ **人的ネットワーク偏重の組織構造。**

自分の言うことを忠実に聞く者、お友達で権力を操り、反対意見に耳を貸さないというのが首相の政治姿勢です。

⑧ **学習を軽視した組織。** 日本軍には、失敗の蓄積・伝播を組織的に行うリーダーシップもシステムも欠如していたとされますが、今も、同じではないでしょうか。

失敗の裏として、アメリカがなぜ勝ったかということも、対照して述べられており、組織を運営する立場の方には、特にお勧めしたいところです。

弁護士



鍛田 則仁
Norihito Kuwata

「ジュラシック・パーク」

最近、休日を利用して映画「ジュラシックパーク」シリーズの全五作品を鑑賞しました。第一作である映画「ジュラシックパーク」は、一九九〇年発売のSF小説を原作に、一九九三年、ステイヴン・スピルバーグ監督により映画化され、世界中で大ヒットしたSF映画の大作です。一度はご覧になった方も多いと思います。念のためあらすじを紹介すると、太古の琥珀に閉じ込められた蚊の腹部の血液から恐竜のDNAを採取して、解析・復元し、他の生物の遺伝子も組み合わせる等遺伝子工学を駆使して恐竜を蘇らせ、究極の恐竜テーマパークを作ったものの、トラブルを機に恐竜たちが脱走を始め…といったものです。

★ 恐竜を蘇らせるという壮大なロマンや、琥珀の中の蚊からDNAを採取して復元するというリアリステイックな設定から、科学的にそのようなことは可能なのか？という議論が当時真面目にされたこともあったそうです。結論的には、六六〇〇万年以上前の化石からDNAを採取することは、どんなに保存状態が良いものであっても不可能であるようです。DNAは、細胞が酸素を失うと崩壊を始めてしまいます。研究によると、

低温下であればその崩壊の速度は遅くなるものの、二五〇万年経過するとDNA配列が判読不能となり、六八〇万年後には全てが失われるそうです。

★ しかし、近年の遺伝子工学の発展により、琥珀の中の蚊から恐竜を復元することは不可能でも、現在生息している動物のDNAを組み合わせて、限りなく大昔の恐竜に近い動物を「創り出す」ことはできると研究者の間では言われています。つい最近でも、テスラ社で有名なイーロン・マスク氏が立ち上げた、医療系スタートアップ企業ニューラリンクの共同設立者であるマックス・ホダック氏が、「その気になれば、私たちはジュラシックパークを作ることができるとはならず」、「遺伝子的に忠実な恐竜にはならないだろうが、一五年ほど交配と遺伝子操作を行ってあげれば、今まで見たことのないような新生物を作ることもあるかもしれない。」などと述べて話題になりました。

★ 映画「ジュラシックパーク」シリーズは、古代の巨大生物が現代に蘇るロマンや恐竜が人間を襲うというスリル・迫力とともに、生物の商業利用、生き物を人間

が「創り出す」ことの可否、実際に「創り出されてしまった」生き物の居場所といった、テクノロジーの進歩と人間の奢り、生命の尊厳といった生命倫理についても考えさせられることが数多くあります。さらに、銃器や最新テクノロジーで武装した登場人物が大きな恐竜の前に為す術なく倒れていく姿を見るにつけ、人間もただの動物に過ぎないのだ、ということも実感させられます。

★ 「ジュラシックパーク」シリーズには、イアン・マルコム博士という数学者が登場します。彼は変わり者ですが、科学や生き物に対する価値観は真摯かつ謙虚なもので、印象深いセリフも数多く残します。

『生命は道を見つめる』
『出来るかどうか考えるのをやめたんだ』
『IT化、テクノロジーの進歩はめざましい一方で、ウイルスに全世界が不安の中にある今日この頃、テクノロジーの進歩、生命倫理といった問題を超え、考えさせられるセリフです。』



弁護士

鍛田 透
Toru Kuwata

映画『ミュジコフィリア』を よろしくお願いします！

この度、ご縁から映画『ミュジコフィリア』(二〇二一年秋公開予定、T O H O シネマズ 日比谷ほか全国上映)の製作を法律監修担当としてお手伝いすることになりました。かねてからアートやエンタテインメント分野の仕事については積極的に取り組んできたところですが、映画の法律監修というのは初めての経験です。

私が製作に参画する機会を得たのは一通り撮影が終わった後でしたので、残念ながら映画の撮影に立ち会うという貴重な経験をすることはできませんでしたが、キックオフイベントや試写会の折には、谷口正晃監督やプロデューサー・脚本家の大野裕之さん、そして主演の井之脇海さんから映画作りや演技について貴重なお話を聞くことができました。この経験をきっかけに、エンタテインメント法務にもより力を入れてゆきたいと考えています。

さて、映画『ミュジコフィリア』は、『神童』『マエストロ!』などで文化庁メディア芸術祭マンガ部門優秀賞や手塚治虫文化賞マンガ優秀賞を受賞した漫画家・さそうあきら先生の漫画を原作とした、京都の芸術大学の現代音楽サークルを

楽の特徴については当然さまざまな見方があると思われれますが、本作では音の成り立ちに重きをおく音楽として描写されています。鴨川を使う演奏や、会話のサンプリングなど、通常は音楽とはみなされていない音を音楽に仕立てており、普段私達が触れる音楽とは一風変わった音の探求の一端に触れることができます。

このように、現代音楽が本作の重要な要素となっているのですが、これは単に演出上の試みにとどまるものではありません。音の成り立ちがストーリーの重要な部分に関わり、物語を加速させてゆきます。もともと、物語を通じて描かれるのは、音楽を愛した(あるいは魅入られた)兄弟や父子の関わり方であったり、すれ違う男女の気持ちであったり、ある意味では普遍的なテーマですので、私のような現代音楽に通じていない人間でも抵抗なく映画を楽しめるものと思えます。

私としては、やはり主人公・朔(井ノ脇海)とその異母兄・大成(山崎育三郎)が感情を露わにするクライマックスを是非皆さんに観ていただきたいと思えます。2人は、かつては仲の良い兄弟であったにもかかわらず、同じサークルに所属することになって、ほとんど交流らしい交流もなく、周囲にも兄弟である

がどういう結末を迎えるのか。圧巻のシーンを見届けてください。

さらに、本作もう一つの特徴は、京都の風景をふんだんに取り入れているという点です。中心的な舞台となる京都市立芸術大学

ではキャンパスの喧騒が鮮やかに切り取られています。また、転換点として度々登場する鴨川は、たくさんの方が思い思いに過ごしており、私達が普段から見慣れている鴨川の姿が描かれています。いかにも映画のために詠えられた風景ではなく、京都に住む私達にとっては身近な風景がスクリーンに広がるのは、なんだか面映いような、不思議な感覚になるのではないのでしょうか。

映画の製作は、出資者、制作スタッフ、出演者、ロケ地の管理者など数多の関係者がいて、その分契約による権利処理がなされていますが、まだまだ法律家の関与が少ない分野です(実際、今回の製作においても、まだまだ自分の関与できた部分は少ないというの率は率直な思いでもあります)。せつかくこのような素



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito



舞台とした物語です。本作の最大の特徴は、現代音楽を作品に大きく取り入れている点です。現代音

ことを気取られることもほとんどありません。そんな関係になってしまった2人がどうやって向き合うのか。また、それ

晴らしい作品に関わる機会を得たので、今後も映画に関する法律問題に関わっていくことができると思っています。

子どもに本を

皆様は最近読書をされていますか。私も読書は好きですが、日々の生活に追われ、なかなか趣味として読書をする時間が取れなくなっています。最近、本屋で「読書をする子は〇〇がすごい」(榎本博明著)という本が目に入りました。読書する子どもは何がすごくなるんだと気になり、なんとなく読んでみると、〇〇がすごいということだけでなく、近年、本が読めない、自分の気持ちを文章にできない子どもが一定数いるなど、思っていたよりも読書をめぐる深刻な問題があることを知りました。

★

読書することで新たな知識を得られるのみならず、読書による間接経験により、心の中の世界を広げ、現実生活における判断力や知的好奇心の向上に繋げることが出来ます。また、読書をする事で語彙力が高まります。言葉の意味が分かることと読書が楽しく、より読書をしたくなり、さらなる読書で語彙力がさらに高まります。語彙が豊かであれば、文章の意味を理解する能力が高まり、わからない単語があっても前後の文章の流れからその意味を予測することも可能となるなど、文書理解力、読解力の向上にも繋がります。相手の意図や態度を上手く読み取ることができ、コミュニケーション能力の向上にも繋がるのです。

ところが、近年、子どもの読解力の低下が問題視されています。読解力についての学力調査を実施したところ、中学生の約二割は教科書の文章の主語と目的語が何かという基礎的読解ができず、約五割は教科書の内容を読み取れていない

ことが判明したというのです(朝日新聞二〇一六年一月九日付)。教科書は平易な文章で書かれていることがほとんどですが、そのような文章ですら理解が難しいのです。それでは、教科書に沿って進められる授業についていけなるとは容易に想像できます。

また、二〇二二年度から施行される高等学校学習指導要領では、これまで文学を中心に授業がなされてきた国語において、契約書等の実用文の読み方を中心に学ぶ授業も追加されることとなりました。このような背景には、読解力が乏しいが故に、社会に出た際に実用文すら読めない事態が生じていることにあるようです。確かに、社会に出た時に実用文を理解できるように実用文を読むことも大切ですが、小説や評論を読むことで、教養を身につけたり、読解力を高めたりするとともに、視野、世界観を広げたり、他者の気持ちを学んだりすることも人と関わり合う上で大切なことです。目先の不都合にとらわれ、長い目で見たときに本当にそれでよいのか疑問に思われます。

★

子どもが本を読まないことが問題視されたことにより、二〇一一年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、同法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、子どもたちの読書を推進するように国、自治体において、様々な工夫がなされるようになりました。その甲斐もあってか、全国学校図書館協議会が毎年実施している学校読書調査(毎年六月に行われ、記憶に新しい五月の読書

傾向について回答する調査)によると、例えば二〇一五年までは小学生の五月の一个月間が平均六、八冊間だったものが、二〇一九年は平均一、三冊となっており、かなり改善していると評価できます。しかし、それでもなお、小学生の六、八%、中学生の二、五%、高校生の五、三%が、上記期間で読んだ本がゼロ冊の不読者なのです。

★

本を読まない子どもに、ただ本を読めと言っても、本を読む習慣はつきません。小さい頃に読書が好きで読書をする子どもは、継続的に自ら本を読みますが、本を読まない、本が嫌いな子どもはその後本を読みません。つまり、小さい頃に本に親しみ、本の楽しさを知ってもらったことがその後の読書の習慣化にとっても重要なことです。親自身が本を読む、絵本の読み聞かせをする、すぐ手に取れる場所に絵本を置く、図書館に通うなど、本のある家庭環境を整えることが望ましいと考えられています。

今の子どもは小さい頃からスマホを使いこなすし、動画やゲーム等の楽な娯楽に流れやすい環境にいます。そのような環境の中で、読書の楽しさを伝えるには、これまで以上に家庭と教育現場が協力し、工夫をしていかなければなりません。

私自身も改めて読書の時間を作るとともに、子どもとの絵本の時間も大切にしたいと思います。

弁護士

NO
IMAGE渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

所有者不明土地の解消に向けた法改正

二〇二二年四月二二日、所有者不明土地の解消を目的に、民法や不動産登記法を改正する法律が成立しました。人口減少や都市部への人口移動等により、地方を中心に土地の所有意識が希薄化したり、遺産分割をしないまま相続が繰り返されるといった背景のもと、所有者が不明であつたり、所有者が判明してもその所在が不明で連絡が付かない事態が多発するようになっていきます。

このような土地は、管理されず放置されることが多く、また土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難であるため、土地の活用ができず、隣接する土地への悪影響も発生するといった問題も指摘されています。所有者不明土地の割合は、国土全体の約二十二%の面積にもなるという調査もあります。

これらの問題は、今後の更なる高

齢化の進展による死亡者数の増加等によりますます深刻化すると考えられ、喫緊の課題となっていました。

今回の法改正では、主に、所有者不明土地発生を予防する観点から、①相続登記が確実にされるようにするための不動産登記制度の見直し（相続登記の申請の義務化、登記名義人死亡等の事実の公示等）、②土地を手放すための制度の創設（土地相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設）、③土地利用の円滑化の観点から、土地利用に関連する民法の規定の見直し（所有者不明不動産や管理不全不動産の管理制度の創設、不明共有者がいる場合に裁判所の関与の下、共有物の利用・処分を進める仕組みの整備等）といった事項について、制度改正が多々行われています。

このほか、隣地等の利用・管理の円

滑化を促進すべく、ガス・水道・電気といったライフラインの導管等を隣地等の他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態等にも対応できるようにするといった法改正も行われました。

これらの新制度の施行時期は、原則として公布（令和三年四月二十八日）後二年以内の政令で定める日とされており（相続登記の義務化は三年以内など例外はあります）、遅くとも今から二年以内には施行されることとなります。所有者不明土地の問題は、相続や相続関係といった極めて身近なところで問題となるもので、私達の生活に影響する重要な制度の創設・変更となります。普段は意識しにくい部分かもしれませんが、この機会に今一度、相続等した土地の権利関係、管理の状況等を確認してみたいかがでしょうか。